

事 務 連 絡

平成30年5月2日

指定同行援護事業者 管理者 様

京都市障害保健福祉推進室

(担当：在宅福祉第一担当)

### 同行援護の請求に係る留意事項について

日頃は、本市の障害福祉施策に御理解、御協力いただきありがとうございます。

さて、みだしの件について、今般の報酬改定等に対する本市の対応及び請求の留意事項を下記のとおりまとめましたので、お知らせいたします。

つきましては、本通知に基づき対応いただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 同行援護基本報酬の身体介護伴う、伴わないの一本化について

平成30年4月1日以降の支給開始日である同行援護の支給決定については、全て一本化後の報酬で請求することとなります。

本市において、平成30年3月31日以前に平成30年4月1日以降の支給開始日で交付された受給者証については、身体介護の有無が記載されて交付されていますが、当該受給者証の記載に関わらず、支給開始日が平成30年4月1日以降か否かで報酬の切替えを行うこととなりますので、御注意ください。

なお、利用者が受給者証の記載事項の訂正を求める場合等には、各支給決定機関に御相談いただきますようお願いいたします。また、利用者からの相談等の対応をお願いいたします。

#### 2 盲ろう者向け通訳・介助員が盲ろう者を支援した場合の加算について

盲ろう者（同行援護利用者でかつ聴覚障害6級以上の者）の受給者証には「盲ろう者」のゴム印が押印されます。

盲ろう者向け通訳・介助員の資格を有する者がサービスを提供した場合には、受給者証を確認のうえ、該当のサービスコードで請求を行うようお願いいたします。

#### 3 障害支援区分3又は4以上の者に対する加算について

受給者証に障害支援区分が記載されていますので御確認ください。

以上